

## 本件算定の誤り（例示）

基本条件		
一人世帯	基準額	81,000円
	住宅扶助額	35,200円
	収入基準額（基準額＋住宅扶助額）	116,200円

① 世帯の収入が右の額の時 120,000円

【正規の計算方法】（収入基準額を下回っていることが大前提 基準額を上回っている場合一部支給 下回った場合は全額支給）

収入120,000円 > 収入基準額116,200円 収入基準額を上回っているため**不支給となる**

【本市の計算方法】（収入基準額＋住宅扶助額を下回っていることが大前提 収入基準額を上回っている場合一部支給 下回った場合は全額支給）

収入120,000円 < 収入基準額＋住宅扶助額（116,200＋35,200＝151,400円）

収入120,000円 > 収入基準額116,200円

収入基準額を上回るが、収入基準額＋住宅扶助額を上回らないため一部支給

35,200円－（120,000円－116,200円）＝**31,400円支給・・・（A）**

**本来不支給であるものを、一部支給し31,400円の過払いとなった。**

② 世帯の収入が右の額の時 100,000円

【正規の計算方法】（収入基準額を下回っていることが大前提 基準額を上回っている場合一部支給 下回った場合は全額支給）

収入100,000円 > 基準額81,000円 基準額を上回っている（かつ、収入基準額116,200円を下回っている）ため一部支給

住宅扶助額－（収入額－基準額）

35,200円－（100,000円－81,000円）＝**16,200円支給となる**

【本市の計算方法】（収入基準額＋住宅扶助額を下回っていることが大前提 収入基準額を上回っている場合一部支給 下回った場合は全額支給）

収入100,000円 < 収入基準額116,200円 収入基準額を下回っているため**全額35,200円を支給**

**本来一部支給であるものを、全額支給し19,000円の過払いとなった。**